

令和2年度第2回国立大学法人鹿屋体育大学学長選考会議議事要旨

日 時 令和2年10月16日（金） 10:00～11:30

場 所 【鹿屋体育大学会場】鹿屋体育大学事務局2階 大会議室
【東京会場】東京工業大学キャンパス・イノベーションセンター2階多目的室4
(web 会議を同時開催)

出席者 泉、上治、小舘、宮嶋、荻田、前田（明）、濱田（幸）、金高、前阪、山本、森（司）、前谷、原田の各委員

欠席者 岩切、中西の各委員

陪席者 秋元監事、小林監事

議 題

1 前回議事要旨確認

原案のとおり確認した。

2 議題

(1) 学長の業務執行状況の確認について

事務局から資料3-1～3-4に基づき説明があった後、泉議長から諮られ、審議の結果、提案された質問書（資料3-3）について、質問内容が重複するものについては、事務局で纏め、議長に確認後、各委員へ後日メールで確認する事が了承された。

なお、ヒアリングの実施については質問書への回答次第で後日検討することとなった。

(2) 国立大学法人鹿屋体育大学長に求められる学長像の制定について

事務局から資料4-1～4-3に基づき説明があった後、泉議長から諮られ、審議の結果、鹿屋体育大学長に求められる学長像は学長選考基準であることを明確にするために、国立大学法人鹿屋体育大学長に求められる学長像の後に（国立大学法人鹿屋体育大学学長選考基準）を加えることとし、その他は了承された。

(3) 国立大学法人鹿屋体育大学学長選考会議規則等の一部改正について

事務局から資料5-1～5-5に基づき説明があった後、泉議長から諮られ、審議の結果、以下のとおり一部修正することとし、その他は了承された。

・資料5-3 第7条 選考会議は、前条の規定により公募に応募した者又は推薦された者（以下「学長選考応募者」という。）について、の後に学長選考基準等に基づきを追加

・資料5-3 第8条2 （略）5名程度以内の者を、第1次学長候補者として選考するものとする。の程度を削除

なお、意向聴取（投票）については実施することとし、投票数を学内に公表するかどうかは、今後検討することとした。

（４）国立大学法人鹿屋体育大学学長選考（公示）（案）について

事務局から資料６－１～６－４に基づき説明があった後、泉議長から諮られ、審議の結果、以下のとおり資料６－１を一部修正することとし、その他は了承された。

なお、選考の途中及び現学長の在任中において有事があった場合は、学長選考規則第１７条及び第３条により再選考を行うことが確認された。

・資料６－１

３．学長選考基準

（略）選考会議が定めた「国立大学法人鹿屋体育大学学長に求められる学長像の後に（国立大学法人鹿屋体育大学学長選考基準）を追加

５．学長選考の方法及び日程等

（３）第１次審査（書類審査）

・（略）５名程度以内の者を第１次学長候補者として選考する。の程度を削除

（７）学長候補者の選考・決定

・（略）学長候補者を決定し、の後に速やかにを追加

・選考会議は、公示を行った後速やかに文部科学大臣へ任命に関する申出を行う。
の文言を削除

６．学長の業務執行状況の確認について

選考会議は、学長の業務執行の状況について、任期中に確認を行う（学長選考会議規則第６条）。の文言を削除

（公募時必要書類にメールアドレスを記載することについて、履歴書及び学長候補者推薦届出書に加えることとした。）

３ 確認事項

（１）学長選考手続管理委員会の設置について

事務局から、資料７に基づき、学長選考手続管理委員会の設置について説明があり、構成、業務内容などについて確認された。

（２）学長選考会議委員が学長候補者等となった場合の取扱について

事務局から、資料８に基づき、学長選考会議委員が学長候補者等となった場合の取扱について説明があり、委員が学長候補者となった場合（委員が学長候補者に応募した場合又は委員が学長候補者に推薦された場合）及び委員が学長候補者を推薦した場合は、委員の職を解かれること、また、委員の数に変動があった場合の対応が確認された。

（３）その他

委員から、現在は自らの応募か１名の推薦があれば応募できるが、推薦者を学内又は学外から複数名必要にしてはどうかという意見があり、今後検討していくこととした。